

令和6年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
1	3-1	建設局	公園緑地課	業務委託契約について 「ひめじ花と緑のまちづくり普及啓発業務委託契約」において事前に詳細な見積書が入手されていない。契約金額の妥当性を契約前に検証することは必須事項であり、事前に詳細な見積書を入手し、その金額の妥当性を検証する必要がある。	措置済	令和7年度契約締結時において、ご指摘のとおり事前に詳細な見積書を入手し、その金額の妥当性を検証しました。	R7.5.8
2	3-2	建設局	公園緑地課	業務委託契約について 「ひめじ花と緑のまちづくり普及啓発業務委託契約」において、市が業務委託を行うにあたり、支出内容を把握することも重要であるが、最も重要なことは、各事業を実施した結果の把握である。それには事業ごとの実績報告書の提出を求める必要がある。	措置済	令和6年度の事業ごとの実績報告書を提出させました。令和7年度契約においても、ご指摘のとおり各事業の実施後に事業ごとの実績報告書の提出を求めます。	R7.5.8
3	3-3	政策局	姫路市まちづくり振興機構	賞与引当金の未計上について 期間損益の適正の観点から、将来発生すると見込まれる費用を引当金として計上する必要がある。また、賞与引当金計上額に見合う社会保険料も合わせて計上する必要がある。なお、規程には賞与の支給対象期間が明確でないため、規程を整備し、明確にする必要がある。	措置予定	規程で賞与の支給対象期間を明確にした上で、令和7年度決算から賞与引当金の計上を行う。	R7.5.9
4	3-4	政策局	姫路市まちづくり振興機構	広畑体育館管理運営業務の建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書の提出もれについて 建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書は、市の業務受託者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書を市に提出するように改善する必要がある。	措置済	指摘を受け、速やかに提出を行った。	R7.5.9
5	3-5	観光経済局	スポーツ振興室	広畑体育館管理運営業務の建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書の提出もれについて 市は、仕様書で業務受託者に建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のままは正措置が取られておらず、建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。	措置済	指摘後速やかに指定管理者に提出を求め、当該報告書を受理した。加えて、年度毎に遺漏なく提出するよう指導を行った。	R7.5.7
6	3-6	政策局	姫路市まちづくり振興機構	広畑体育館管理運営業務の警備計画書の提出もれについて 警備計画書は、市の業務受託者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、業務受託者であるまちづくり振興機構は、警備計画書を市に提出するように改善する必要がある。	措置済	指摘を受け、速やかに提出を行った。	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
7	3-7	観光経済局	スポーツ振興室	<p>広畑体育館管理運営業務の警備計画書の提出もれについて</p> <p>市は、仕様書で業務受託者に警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備計画書を提出させるよう業務受託者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。</p>	措置済	指摘後速やかに指定管理者に提出を求め、当該計画書を受理した。加えて、年度毎に遺漏なく提出するよう指導を行った。	R7.5.7
8	3-8	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>市民会館の指定管理業務の環境衛生管理業務の測定結果報告の提出もれについて</p> <p>測定結果報告書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、当該測定結果報告書を市に提出するように改善する必要がある。</p>	措置済	指摘を受け、速やかに提出を行った。	R7.5.9
9	3-9	市民局	市民活動推進課	<p>市民会館の指定管理業務の環境衛生管理業務の測定結果報告の提出もれについて</p> <p>市は仕様書で結果報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、当該測定結果報告書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。</p>	措置済	環境衛生管理業務の測定結果報告書を提出するよう指定管理者に指導済みです。	R7.5.9
10	3-10	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて</p> <p>月間警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、月間警備計画書を再委託先から入手するなどして市に提出するように改善する必要がある。</p>	措置済	指摘を受け、令和7年度から提出を行っている。	R7.5.9
11	3-11	市民局	市民活動推進課	<p>市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて</p> <p>市は、仕様書で指定管理者に月間警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間警備計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。</p>	措置済	月間警備計画書を提出するよう指定管理者に指導済みです。	R7.5.9
12	3-12	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ</p> <p>清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、清掃業務に係る月間作業計画書を市に提出するように改善する必要がある。</p>	措置済	指摘を受け、令和7年度から提出を行っている。	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
13	3-13	市民局	市民活動推進課	<p>市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ</p> <p>市は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のままは正措置が取られておらず、清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。</p>	措置済	清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）を提出するよう指定管理者に指導済みです。	R7.5.9
14	3-14	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>市民会館の指定管理業務の設備管理業務報告書、清掃業務報告書及び警備業務報告書の未検収について</p> <p>設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書は、主要な業務報告書であり、再委託先の業務監督に不可欠な書類である。令和5年度の12か月分について見ると、全ての月において検収印が押印されていない状況であった。このような状況では、適正に検収がなされたと認められない。適正に検収を行った上で、検収者名が記載された検収印を押印することが必要である。</p>	措置済	当該業務報告書の提出時には確認を行っているため、指摘を受け、検収印を押印した。	R7.5.9
15	3-15	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>花の北市民広場の指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて</p> <p>まちづくり振興機構は、自主事業を実施しようとしていたにもかかわらず、自主事業に関する事業計画書を提出していない。自主事業に関する事業計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、自主事業に関する事業計画書を市に提出するように改善する必要がある。</p>	措置済	指摘を受け、速やかに提出を行っている。	R7.5.9
16	3-16	市民局	市民活動推進課	<p>花の北市民広場の指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて</p> <p>市は、仕様書で指定管理者に自主事業に関する事業計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のままは正措置が取られておらず、自主事業に関する事業計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。</p>	措置済	自主事業に関する事業計画書を提出するよう指定管理者に指導済みです。	R7.5.9
17	3-17	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>花の北市民広場の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて</p> <p>まちづくり振興機構は、市に月間警備計画書を提出できていない。月間警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、再委託先からの月間警備計画書の入手・未入手にかかわらず、市に提出するように改善する必要がある。</p>	措置済	指摘を受け、速やかに提出を行っている。	R7.5.9

令和6年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
18	3-18	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>花の北市民広場の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて</p> <p>まちづくり振興機構は、再委託先に対し月間警備計画書の提出を再委託先への仕様書で求めているにもかかわらず、入手できていない。月間警備計画書を提出するよう再委託先を指導する必要がある。</p>	措置済	指摘を受け、令和7年度から提出を行っている。	R7.5.9
19	3-19	市民局	市民活動推進課	<p>花の北市民広場の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて</p> <p>市は、仕様書で指定管理者に月間警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のままは正措置が取られておらず、月間警備計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。</p>	措置済	月間警備計画書を提出するよう指定管理者に指導済みです。	R7.5.9
20	3-20	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>花の北市民広場の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて</p> <p>清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、再委託先からの月間作業計画書（定期作業等）の入手・未入手にかかわらず、月間作業計画書（定期作業等）を市に提出するように改善する必要がある。</p>	措置済	指摘を受け、令和7年度から提出するよう指導した。	R7.5.9
21	3-21	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>花の北市民広場の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて</p> <p>まちづくり振興機構は、再委託先に対し清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を再委託先への仕様書で求めているにもかかわらず、入手できていない。月間作業計画書（定期作業等）を提出するよう再委託先を指導する必要がある。</p>	措置済	指摘を受け、令和7年度から提出を行っている。	R7.5.9
22	3-22	市民局	市民活動推進課	<p>花の北市民広場の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて</p> <p>市は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のままは正措置が取られておらず、月間作業計画書（定期作業等）を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。</p>	措置済	清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）を提出するよう指定管理者に指導済みです。	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
23	3-23	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>花の北市民広場の指定管理業務の設備管理業務報告書、清掃業務報告書及び警備業務報告書の未検収について</p> <p>設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書は、主要な業務報告書であり、再委託先の業務監督に不可欠な書類である。令和5年度の12か月分について見ると、全ての月において検収印が押印されていない状況であった。このような状況では、適正に検収がなされたと認められない。適正に検収を行った上で、検収者名が記載された検収印を押印することが必要である。</p>	措置済	当該業務報告書の提出時には確認を行っているため、指摘を受け、検収印を押印した。	R7.5.9
24	3-24	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>地区市民センターの指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて</p> <p>自主事業に関する事業計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、自主事業に関する事業計画書を市に提出するように改善する必要がある。</p>	措置済	指摘を受け、速やかに提出を行った。	R7.5.9
25	3-25	市民局	市民活動推進課	<p>地区市民センターの指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて</p> <p>市は、仕様書で指定管理者に自主事業に関する事業計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、自主事業に関する事業計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。</p>	措置済	自主事業に関する事業計画書を提出するよう指定管理者に指導済みです。	R7.5.9
26	3-26	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>地区市民センターの指定管理業務の警備計画書の提出もれ</p> <p>警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、警備計画書を市に提出するように改善する必要がある。</p>	措置済	指摘を受け、令和7年度から提出を行っている。	R7.5.9
27	3-27	市民局	市民活動推進課	<p>地区市民センターの指定管理業務の警備計画書の提出もれ</p> <p>市は、仕様書で指定管理者に警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備計画書を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。</p>	措置済	警備計画書を提出するよう指定管理者に指導済みです。	R7.5.9
28	3-28	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>地区市民センターの指定管理業務の警備（業務）報告書の提出もれ</p> <p>警備（業務）報告書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、警備（業務）報告書を市に提出するように改善する必要がある。</p>	措置済	指摘を受け、速やかに提出を行った。	R7.5.9

令和6年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について						
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日	
29	3-29	市民局	市民活動推進課	地区市民センターの指定管理業務の警備（業務）報告書の提出もれ 市は、仕様書で指定管理者に警備報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備（業務）報告書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。	措置済	警備（業務）報告書を提出するよう指定管理者に指導済みです。	R7.5.9	
30	3-30	政策局	姫路市まちづくり振興機構	地区市民センターの指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて 清掃業務に係る月間作業計画（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、月間作業計画（定期作業等）を市に提出するように改善する必要がある。	措置済	指摘を受け、令和7年度から提出を行っている。	R7.5.9	
31	3-31	市民局	市民活動推進課	地区市民センターの指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて 市は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間作業計画（定期作業等）を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。	措置済	清掃業務に係る月間作業計画（定期作業等）を提出するよう指定管理者に指導済みです。	R7.5.9	
32	3-32	政策局	姫路市まちづくり振興機構	家島群島開発総合センター受付等業務委託の業務報告書の提出もれについて 業務報告書は、委託業務の受託者に対する市の業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、受託者である振興機構は、業務報告書を市に提出して検収を受けるように改善する必要がある。	措置済	指摘を受け、速やかに提出を行った。	R7.5.9	
33	3-33	市民局	市民活動推進課	家島群島開発総合センター受付等業務委託の業務報告書の提出もれについて 市は、仕様書で委託業務の受託者に業務報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、業務報告書を提出させるよう受託者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。	措置済	業務報告書を提出するよう指定管理者に指導済みです。	R7.5.9	
34	3-34	政策局	姫路市まちづくり振興機構	総合センター清掃等業務委託の総合センター清掃等業務委託料精算書の条文番号記載誤りについて まちづくり振興機構が作成した令和5年度（令和6年3月31日付）の総合センター清掃等業務委託料精算書の本文を見ると、「総合センター清掃等業務委託契約約款第10条の規定に基づき、下記のとおり精算します。」と記されており、総合センター清掃等業務委託契約約款の根拠条文番号が間違っている。当該本文における「第10条」の文言を「第11条」に訂正する必要がある。	措置済	令和5年度の当該業務委託の精算は完了しており、令和6年度以降、まちづくり振興機構は本業務に携わっていないが、今後受託する場合には改める。	R7.5.9	

監査テーマ	外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
-------	----------------------	--	--	--	--	--

No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
35	3-35	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	計算書類の注記に関する事業団経理規程の規定について 事業団経理規程第59条第1項の規定を現行の会計基準第29条第1項の規定の内容と整合性が保たれるように改正するとともに、事業団経理規程第59条第2項の規定も同条第1項の規定の内容と整合性が保たれるように改正する必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、事業団経理規程を現行の会計基準の規定の内容と整合性が保たれるように改正します。	R7.5.9
36	3-36	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	資金運用規程について 全国社会福祉法人経営者協会による「平成29年版「社会福祉法人モデル経理規程」を参考にして、「資金運用規程」設け、基本原則を定める必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、モデル資金運用規程を参考にして、「資金運用規程」を設けます。	R7.5.9
37	3-37	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	資金収支計算書における決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目について 法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書を作成するにあたり、決算の額と予算の額とに差異がある勘定科目については、事業団自らが「著しい差異」があるかどうかの基準を設定して、差異が著しいかどうかを判断し、差異が著しいと判断した場合には、その理由を備考欄に記載する必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、差異が著しいと判断した場合には、その理由を注記に記載することとします。	R7.5.9
38	3-38	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	拠点区分事業活動明細書（附属明細書別紙3(㊦)）の記載区分について 運用上の取り扱いの別紙3(㊦)で示されている様式通りの拠点区分事業活動明細書を作成する必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、示されている様式とします。	R7.5.9
39	3-39	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	拠点区分事業活動明細書（附属明細書別紙3(㊦)）の標題について 運用上の取り扱いの別紙3(㊦)で示されている通りに拠点区分事業活動明細書の標題に当該拠点区分の名称を明示する必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、示されている標題とします。	R7.5.9
40	3-40	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	就労支援事業に関する附属明細書の記載について 就労支援事業別事業活動明細書（別紙3(㊧)）、就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）（別紙3(㊧-2)）、就労支援事業明細書（別紙3(㊨)）及び就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）（別紙3(㊨-2)）について、運用上の取り扱いの別紙3(㊧)、別紙3(㊧-2)、別紙3(㊨)及び別紙3(㊨-2)で示されている様式通りに表頭に拠点区分（の名称）を記載する必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、示されている通りに記載します。	R7.5.9
41	3-41	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	児童センターの小口現金について 「定期預金・普通預金明細」については、預金口座の網羅性を確保するという観点及び使用頻度の少ない預金口座を利用した不正を防止するという観点から、残高がゼロである口座も記載の対象とする必要がある。	措置済	各児童センター拠点区分の現地で管理している預金口座を廃止し、事務局と各児童センター間で直接小口現金の受け渡しを行うよう改めました。	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
42	3-42	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	ふれあいの郷養護老人ホームにおける立替払用現金の会計処理について ふれあいの郷養護老人ホームにおける立替用現金を使用した立替払い及び立替金の入所者からの返還について、会計伝票を作成したうえで会計記録を行うことが必要である。	措置済	ご指摘のとおり、会計伝票に記録するよう改めました。	R7.5.9
43	3-43	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	いわゆる「金種表」を作成していない拠点区分について 小口現金を設けている拠点区分では、いわゆる金種表を作成して、小口現金の現物のカウントをした結果を残しておく必要がある。	措置予定	ご指摘のとおり、小口現金を設けている拠点区分においては金種表を作成します。	R7.5.9
44	3-44	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているリース取引について リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合は、必ずそのように判断した経緯を書面に記録しておく必要がある。	措置予定	今後はご指摘のとおり対応します。	R7.5.9
45	3-45	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	2023年会計年度末（2024年3月31日現在）の事業団の退職給付支給基準に基づく退職一時金に係る退職給付引当金の計上額について 2024年会計年度末（2025年3月31日）までに、2024年3月31日時点の退職給付引当金残高があるべき金額である419,495,291円となっている状態に是正する必要がある。	措置予定	他団体の事例等を参考にして、対応を検討します。	R7.5.9
46	3-46	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	財政調整積立金及び財政調整積立資産の会計処理について 当期末繰越活動増減差額からのその他の積立金の積立て及びその積立て額に見合うその他の積立資産の積立てを、当該当期末繰越活動増減差額の発生した年度の計算書類に反映させる必要がある。	措置予定	他団体の事例等を参考にして、対応を検討します。	R7.5.9
47	3-47	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	講師への謝礼等について 講師に支払っている労務の対価が請負契約等として事業所得又は雑所得に該当する可能性が高い場合は、「報酬・料金」として所得税及び復興特別所得税を源泉徴収することが必要である。	措置予定	当該講師との関係を再度確認し、ご指摘のとおり、適切に対応します。	R7.5.9
48	3-48	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	収益計上に係る拠点区分間取引について 内部取引である拠点間取引について、勘定科目に「拠点区分間借入金」及び「拠点区分間貸付金」を使用し仕訳をすることが必要である。	措置予定	他団体の事例等を参考にして、対応を検討します。	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
49	3-49	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	費用計上に係る拠点区分間取引について 内部取引である拠点間取引について、勘定科目に「拠点区分間借入金」及び「拠点区分間貸付金」を使用し仕訳をすることが必要である。	措置予定	他団体の事例等を参考にして、対応を検討します。	R7.5.9
50	3-50	健康福祉局	総合福祉通園センター	総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託について ウェブサイトの「総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託」のページの「委託した事務」の記載内容と「業務委託仕様書」に記載されている委託業務の内容に相違が生じないように、「総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託」のページの記載内容を見直すことが必要である。	措置済	指摘のあった3業務について、診療事務については令和7年度から市直営業務となった。障害者体育館とやすらぎルームの使用料については、令和7年度の業務仕様書の記載を徴収事務に改めて契約を締結し、ウェブページの記載内容と統一した。	R7.5.9
51	3-51	観光経済局	姫路市中小企業共済センター	金庫内の現物数量管理について 会員に販売する各種チケットやプリペイドカードについては、定期的な棚卸が行われていないが、これらは金銭に近い性質を持つ物であり不正に関するリスクが相対的に高いものと考えられるため、定期的な棚卸を実施するよう体制を構築する必要がある。	措置済	11月以降、包括外部監査人からのヒアリングを受けの中で、今回の指摘事項に関して質疑等がなされたので、当センター内で協議し、12月4日付で「販売用チケット等管理規程」を制定し、棚卸等を行うこととした。以降、毎月末営業日に担当者が販売用チケット等の残枚数を確認後、残枚数確認表に入出枚数、残枚数を記入し、管理職の確認を受けることとしている。	R7.5.7

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
52	3-52	観光経済局	姫路市中小企業共済センター	<p>チケット代等の代金受領事務について</p> <p>チケット代等の受領について、現在の取り扱いは後払いによるものとなっており、当該チケット等と引き換えに受領していない。チケット等を引き渡したものの代金が未取となっているものがあるため、代金の受領方法について取扱ルールの見直しの検討を進める必要がある。</p>	措置済	<p>チケット等のあっせんについては、会員への福利厚生事業の一環として行い、会員である利用者が代金を納めることとしている。この事業は、会員のみに対するサービスであり広く一般向けのサービスではなく、当センターと会員との信義則に基づくサービスであると認識している。チケット代等について、仮に窓口で現金受領するとなると現金管理に伴う事務量を考慮した場合、現人員では対応が困難である。現金を適切に取り扱うためには増員等も必要となり、管理経費の増加が懸念される。</p> <p>チケット代等の納付方法については、以前から協議を進めており、支払い窓口、支払い方法の拡充を検討している。当センター窓口での電子決済による支払いやコンビニ等でも支払えるなど、現在システム改修等について協議を進めており、令和7年度内に実施できるよう検討を進めている。</p>	R7.5.7
53	3-53	健康福祉局	地域医療課	<p>レセプト査定の実施について</p> <p>レセプト請求に係わる収入額が適切であることを確認する必要がある。そのため、業務仕様書の記載を見直し、レセプト請求に対する入金額の差異原因調査結果を市へ報告する体制を整備することが必要と考えられる。</p>	措置済	<p>月次報告様式に、差異原因について報告する欄を追加している。</p>	R7.5.9
54	3-54	健康福祉局	姫路市救急医療協会	<p>簿外処理となっている有価物（テレホンカード）の管理について</p> <p>作成された年度の費用として処理しているが、余剰となり使用されずに保管されているテレホンカードは、費用計上ではなく資産として計上する必要がある。</p>	措置予定	<p>顧問税理士と相談のうえ、適切に対応していく。</p>	R7.5.9
55	3-55	健康福祉局	姫路市救急医療協会	<p>簿外処理となっている有価物（テレホンカード）の管理について</p> <p>保管されているテレホンカードは、受払簿や残高明細を作成し、適切に管理する必要がある。</p>	措置済	<p>管理簿を作成している。</p>	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
56	3-56	健康福祉局	姫路市救急医療協会	再委託契約書等の適時入手について 急病センター運営に係る指定管理業務の業務仕様書で求められている通り、業務実施前に契約書及び業務仕様書の写しを市に提出する必要がある、市は毎年度業務開始前に契約書等を提出するように協会に対し要求し、適時に入手のうえ再委託契約内容を把握しておく必要がある。	措置済	業務開始前に契約書等を提出するよう努める。	R7.5.9
	3-56	健康福祉局	地域医療課	再委託契約書等の適時入手について 急病センター運営に係る指定管理業務の業務仕様書で求められている通り、業務実施前に契約書及び業務仕様書の写しを市に提出する必要がある、市は毎年度業務開始前に契約書等を提出するように協会に対し要求し、適時に入手のうえ再委託契約内容を把握しておく必要がある。	措置済	業務開始前に契約書等を入手するよう努める。	R7.5.9
57	3-57	健康福祉局	姫路市救急医療協会	N A Sのバックアップの実施について 管理・総務業務に関するデータを保管しているN A Sについても適時にバックアップを取得しておく必要がある。	措置済	バックアップ用のNAS及びUPSの設営している。	R7.5.9
58	3-58	健康福祉局	姫路市救急医療協会	規程間の記載不整合等について 処務規定と財務規程に定める書類の保管期間が規程間で整合していない。規程間での記載を整合させる必要がある。	措置済	指摘のあった事項について、処務規程及び財務規程を改正している。	R7.5.9
59	3-59	健康福祉局	姫路市救急医療協会	規程間の記載不整合等について 財務規程に記載されている棚卸資産の評価方法を財務諸表に記載されている最終仕入原価法に修正することが必要である。	措置済	指摘のあった事項について、処務規程及び財務規程を改正している。	R7.5.9
60	3-60	健康福祉局	地域医療課	市貸与品の備品台帳反映について 市では、協会から廃棄連絡等固定資産の異動情報を入手した場合は、備品台帳への反映を速やかに実施する必要がある。	措置済	廃棄異動情報を入手後、すみやかに備品台帳へ反映するよう努める。	R7.5.9
61	4-1	観光経済局	文化国際課	国際交流助成事業に係る補助金対象費用の明確化について 補助金の支給対象に嘱託職員の賃金等を含む必要があるのであれば交付要綱第4条を改訂し補助対象経費に明記する必要がある。	措置済	姫路市国際交流事業補助金 交付要綱を改正し、第4条中の補助対象経費を「人件費（当該補助対象事業にかかる報酬、給与、手当及び福利厚生費に限る。）」に修正し、施行しました。	R7.5.8

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
62	4-2	観光経済局	文化国際課	文化振興事業補助金に係る補助金対象費用の明確化について 補助金支給対象の事業費が補助対象経費のみであることの確認を行うとともに、交付要綱第4条を改訂し、補助対象経費に正規・嘱託職員の賃金を明記する必要がある。	措置済	文化振興事業補助金交付要綱を改正し、第4条中の補助対象経費を「人件費（当該補助対象事業にかかる報酬、給与、手当及び福利厚生費に限る。）」に修正し、施行しました。	R7.5.8
63	4-3	市民局	生涯学習大学校	仕様書の別紙図面の添付漏れについて 生涯学習大学校立体駐車場出入庫等車両管理業務委託契約書の仕様書において、業務の実施場所を特定するため、「1 実施場所 生涯学習大学校立体駐車場東出入口ゲート付近（別紙図面のとおり）」と記載があるが、仕様書に別紙図面は添付されていなかった。契約時には、添付漏れのないよう、慎重にチェックする必要がある。	措置済	令和6・7年度契約においてご指摘のとおり対応済みです。	R7.5.9
64	4-4	市民局	生涯学習大学校	委託契約における「市担当者の指示に従う」との記載について 生涯学習大学校駐車場管理業務委託契約の仕様書において、現場の市職員からシルバー人材センターの業務従事者に対し、直接業務に関する指示を出す場合があることを前提とした記載があるところ、業務委託において、委託者（姫路市）は、受託者（シルバー人材センター）の業務従事者を直接指揮命令することはできないため、当該記載は削除するべきである。	措置済	令和6・7年度契約においてご指摘のとおり対応済みです。	R7.5.9
65	4-5	市民局	住民窓口センター	仕様書の別紙業務報告書の添付漏れについて 飾磨支所・南保健センター駐車場等整理業務委託契約の仕様書において、「1 作業内容（詳細は別紙業務報告書による）」と記載があるものの、仕様書には別紙業務報告書が添付されていなかった。 業務委託契約において、具体的な業務内容は重要事項であるため、仕様書に添付することにより、契約当事者間で明確にしておくべきである。契約時には添付漏れのないよう、慎重にチェックする必要がある。	措置済	本業務委託契約は令和5年度で終了しており、令和6年度の契約はなかった。 今後は同様の添付漏れがないよう、契約時には十分に注意したい。	R7.5.9

監査テーマ	外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
-------	----------------------	--	--	--	--	--

No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
66	4-6	観光経済局	姫路市シルバー人材センター	<p>処分伝票の未提出について</p> <p>北部3町内市道除草作業業務委託契約の仕様書において、処分した草の処分伝票を委託業務完了報告書に添付して提出することになっているが、処分伝票の提出がされていなかった。</p> <p>市は、委託した業務が確実に行われたかどうかを確認するため、仕様書どおり、処分伝票の提出を求めるべきであり、シルバー人材センターにおいては提出漏れのないように注意する必要がある。</p>	措置済	令和6年度契約に係る処分した草の処分伝票の未提出分については、市の担当課へ提出し、措置済みである。	R7.5.8
	4-6	建設局	北部道路事務所	<p>処分伝票の未提出について</p> <p>北部3町内市道除草作業業務委託契約の仕様書において、処分した草の処分伝票を委託業務完了報告書に添付して提出することになっているが、処分伝票の提出がされていなかった。</p> <p>市は、委託した業務が確実に行われたかどうかを確認するため、仕様書どおり、処分伝票の提出を求めるべきであり、シルバー人材センターにおいては提出漏れのないように注意する必要がある。</p>	措置済	当該処分伝票を徴取しました。今後は、徴取漏れが発生しないよう十分注意して事務処理を徹底します。	R7.5.8
67	4-7	健康福祉局	国民健康保険家島診療所	<p>一者随契の理由の記載の仕方について</p> <p>家島診療所管理業務委託契約の一者随契の理由の記入欄に「診療所の宿直業務は救急患者対応等特殊な業務であるので委託先が変わると業務が低下するおそれがある。」と記載されているが、契約規則第21条各号のいずれに該当するか不明確であり、一者随契の理由の記載の仕方としては不適切である。</p> <p>よって、一者随契にできる根拠として、契約規則第21条各号のいずれかに該当する理由を記載する必要がある。</p>	措置済	診療所の宿直業務は救急患者対応等特殊な業務であるので委託先が変わると業務が低下するおそれがあることに加え、監査結果に基づき、契約規則第21条第1項第3号「契約の性質により2者以上の者から見積書を徴することが不相当である」に該当する旨を記載	R7.5.9
68	4-8	観光経済局	産業振興課	<p>再委託の承諾書の未徴収について</p> <p>大手前通りイルミネーションPR業務委託契約において、ポスターやチラシを印刷する業務を外部に発注する際には、業務委託契約約款第3条第2項に基づき、再委託の承諾書を交付する必要がある。</p>	措置済	委託先との契約にあたり、再委託業務の可否について十分な協議を行わなかったため指摘のような状況となった。	R7.5.7
						令和7年度以降、同様の委託を行う際は、委託先に対し再委託の意向を事前に十分確認し、再委託を行う前に、業務委託契約約款第3条第2項に基づき、再委託の承諾書を交付するよう徹底する。	

令和6年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
69	4-9	観光経済局	観光コンベンション室	業務報告等の不備について 観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託契約において、観光コンベンションビューローに対して、いつどのような業務を行ったかを明確にし、かつ拠点施設の利用状況を記載した報告書の提出を求めらるべきである。	措置済	令和7年度の観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託契約において、観光コンベンションビューローに対して、業務内容の詳細及び業務実施日時を明記した業務完了報告書を提出することを求め、上記要件を仕様書に追記した。	R7.4.16
70	4-10	観光経済局	観光コンベンション室	施設の鍵の管理方法の不備について 観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託契約において、観光コンベンションビューローよりボランティア団体に、年間を通じて拠点施設の入出口の鍵を貸与したままとするのは施設の管理方法として不適切である。 市は、観光コンベンションビューローによる拠点施設の鍵の管理方法について見直す必要がある。	措置済	令和7年度の観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託契約において、観光コンベンションビューローに対して、(1)拠点施設を利用する毎に、市から施設の鍵を借り受け、利用中は適正に管理し、利用後は市に返却すること、(2)拠点施設の利用者の入退出状況を記録した管理簿を作成し、入退出の管理を行うことを求め、上記要件を仕様書に追記した。	R7.4.16
71	5-1	政策局	姫路ウォーターフロント株式会社	小口現金の実地調査について 現金の在 high は、毎日実地調査し、帳簿残高と照合しなければならないと規定されているが、毎日実施する必要がないのであれば、会計規程を現状の実施回数に見直すべきである。	措置予定	当社取締役会の承認を経て、会計規程第21条（記録と照合）第2号を次のように改正します。 (2) 現金の在 high は、毎月末日に実地調査し、前号の帳簿残高と照合しなければならない。	R7.5.9
72	5-2	政策局	姫路ウォーターフロント株式会社	領収書の使用について 不正利用（現金の横領等）を防止する観点から、領収書を書き損じた場合、書き損じた領収書の原本に×印を記載し、控えとともに領収書の原本を保存しておくべきである。	措置済	領収書の使用については、ご指摘以降において、書き損じには×印を記載し、控えとともに原本保存しています。	R7.5.9
73	5-3	政策局	姫路ウォーターフロント株式会社	前渡金及び小払い資金について 決算書の貸借対照表上においては、前渡金として表示している釣り銭及び小払資金を現金・預金に含めて表示すべきである。	措置予定	前渡金及び小払資金については、令和6年度決算時において貸借対照表上の現金・預金に含めて表示します。	R7.5.9
74	5-4	政策局	姫路ウォーターフロント株式会社	ゴルフ用品の在庫の未計上について 令和4年度及び令和5年度の仕入高は損益計算書に計上されているが、貸借対照表には商品在庫は棚卸資産には含まれていない。来期以降は期首及び期末の商品在庫金額を加味して、商品に係わる売上原価を正しく計算する必要がある。	措置予定	ゴルフ用品の在庫については、令和7年度から期首及び期末の在庫金額を加味して、売上原価を計算します。	R7.5.9

令和6年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
75	5-5	政策局	姫路ウォーターフロント株式会社	食堂収入について 1食あたり800円を振り替える必要があるが、実際には一食あたり600円しか振り替えていなかった。今後は適正な売上金額を計上するべきである。	措置予定	食堂収入においては、令和6年度決算時に1食あたり600円から800円に変更して振り替え、適正な売上金額を計上します。	R7.5.9
76	5-6	政策局	姫路ウォーターフロント株式会社	たな卸資産の評価方法 法人が定めた方法に基づいて適正にたな卸資産の金額を算定する必要がある。	措置予定	令和6年度決算時からは、最終の仕入単価を確認し、たな卸資産の金額を算定します。	R7.5.9
77	5-7	政策局	姫路ウォーターフロント株式会社	退職給付引当金の未計上について 期間損益の適正の観点から、退職給付引当金の計上が必要である。	措置予定	令和7年度から退職給付引当金の計上を予定しています。（分割計上も検討中）	R7.5.9
78	5-8	都市局	イーグレひめじ管理株式会社	建物管理委託契約の変更契約について 管理組合法人との建物管理受託契約の一部変更契約書には、「…建物管理委託契約書の一部を次のとおり変更する。」と記載され、原契約の委託料からの増額を意味する内容となっているが、正しくは、前年度の一部変更契約で決まった委託料からの、再度の増額となっているため、実際の変更内容と異なる契約書になっている。「前年度の一部変更契約を次のとおり変更する。」と訂正するべきである。	措置済	管理組合法人との建物管理受託契約を全面的に見直し、令和7年度からの新たな契約開始時期に合わせて、契約期間中は金額を変更しないこととし、毎年・毎月同額となるように改正しました。	R7.4.22
79	5-9	都市局	イーグレひめじ管理株式会社	委託料の毎月の支払額について 一部変更契約は、「毎月次のとおり支払う。」と記載されているが、支払額は、「年額…」と記載されているのみで、増額後の月毎の委託料の記載がない。一部変更契約書には、増額後の月毎の委託料を記載するべきである。	措置済	管理組合法人との建物管理受託契約との契約を全面的に見直し、令和7年度からの新たな契約開始時期に合わせて、契約期間中は金額を変更しないこととし、毎年・毎月同額となるように改正して委託料の金額を記載しました。	R7.4.22
80	5-10	健康福祉局	アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社	取締役会の開催頻度について 取締役会設置会社は、会社法第363条第2項において、3ヵ月に1回以上取締役会を開催しなければならないと規定されているが、年に1回しか取締役会が開催されていない。規定に則り、3ヵ月に1回以上取締役会を開催する必要がある。	措置予定	ご指摘を踏まえ、次期役員会にて検討し、方針決定します。	R7.5.9
81	5-11	健康福祉局	アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社	賞与引当金の未計上について 期間損益の適正の観点から、賞与引当金の計上が必要である。	不措置（措置困難等）	賞与引当金は合理的な数値を見積もることが困難であることに加え、税務上損金算入できないため、税務上の数値と会計上の数値に齟齬が生じてしまうことから、今後も計上の予定はありません。	R7.5.9

令和6年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
82	5-12	健康福祉局	アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社	<p>損益計算書の注記について 次年度以降の決算書の個別注記表には会社計算規則に従い、関係会社との営業取引による取引高及び営業取引以外の取引高を記載する必要がある。</p>	措置済	令和6年度決算決算報告書において、記載を改めた。次年度以降も引き続き「会社計算規則」に則った記載方法を徹底する。	R7.11.13
83	5-13	健康福祉局	アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社	<p>業務委託契約について 当団体は親会社等の関係会社と業務委託契約を締結しているが、見積書、仕様書及び業務報告書が入手されていない。今後は契約に当たっては見積書を入手し、契約の詳細を定めた仕様書を作成し、業務完了時には業務の実施状況がわかる実績報告書を入手するなど適正な契約管理を実施する必要がある。</p>	措置予定	ご指摘のとおり、今後締結する委託契約について見積書、仕様書、実績報告書を整え、適正な契約管理となるよう改善します。	R7.5.9
84	5-14	観光経済局	株式会社姫路ポートセンター	<p>株主総会議事録の原本保管について 定時株主総会議事録の原本はなく控えが保管されている状況であった。会社法318条第2項において、株主総会の日から10年間議事録の原本を本店に備え置かなければならないと規定されている。よって、議事録を再度作成するか、法務局から返却を受ける等して、早急に議事録の原本を保管する必要がある。</p>	措置済	指摘後、議事録原本を再作成し保管している。	R7.5.7
85	5-15	観光経済局	株式会社姫路ポートセンター	<p>取締役会の開催頻度について 当法人は、取締役会設置会社であるため、会社法第363条第2項の規定に則り、3ヵ月に1回以上取締役会を開催する必要がある。</p>	措置済	事業年度開始となる6月より、3ヵ月に1回以上開催する。	R7.5.7
86	5-16	観光経済局	株式会社姫路ポートセンター	<p>取締役会の開催頻度について 会社が作成した取締役会規則第2条では、取締役会は、年2回これを開催すると規定されており、会社法第363条第2項の規定と不整合であり、取締役会規則を見直す必要がある。</p>	措置済	指摘後、取締役会規則第2条を見直し、会社法第363条第2項の規定である「取締役会の開催は3ヵ月に1回以上」とした。	R7.5.7
87	5-17	観光経済局	株式会社姫路ポートセンター	<p>定期積金の流動・固定区分について 3つの定期積金すべてが流動資産区分の現金及び預金として計上されていた。これらは、すべて満期日が決算日より1年を超えるものであり、固定資産区分の長期性預金として計上すべきである。</p>	措置済	次年度の事業開始時期となる令和7年6月から、3つの定期積金を固定資産区分へ計上する。	R7.5.7
88	5-18	観光経済局	株式会社姫路ポートセンター	<p>日直・宿直、清掃業務委託について 日直・宿直、清掃についての業務委託について、具体的な業務内容を記載した仕様書は存在しなかった。仕様書は、詳細な内容を記載した契約書を補完する重要なものである。シルバー人材センターとの契約の取り決めを適切に文書（仕様書）として残す必要がある。</p>	措置済	4月からの新年度の契約においては、契約書の補完として仕様書を作成し業務委託した。	R7.5.7

令和6年度

包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
89	5-19	観光経済局	株式会社姫路ポートセンター	<p>日直・宿直、清掃業務委託について</p> <p>日直・宿直、清掃についての業務委託について、シルバー人材センターからの請求書と就業報告書との照合が行われていなかった。したがって、毎月請求書の作業時間と就業報告書の作業時間との照合を行うべきである。</p>	措置済	指摘後の11月より、シルバー人材センターからの請求書作業時間と就業報告作業時間の照合を毎月行っている。	R7.5.7